

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間への切り替えについて

県民・事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、年明けに顕著となった感染拡大の山を乗り越え、特別警戒期間を終了した3月1日以降、県内の感染状況は落ち着いた状況にありましたが、後半に入り、感染経路不明の新規事例が増加し、特に、20代から30代の若年層に陽性者が集中していることから、県としては警戒感を強めていました。

こうした中、今週に入り、松山市繁華街の複数の接待を伴う飲食店及び深夜営業の飲食店の従業員や利用客等の陽性確認が急激に増加し、本日公表時点で、129名の陽性が確認される過去最大のクラスター（繁華街クラスター）となりました。また、この事例は、変異株であることが確認されています。

本県は、もはや「第4波に入った」状況であり、「変異株という全く新たな波が、経験したことのない規模で押し寄せている」状況と言わざるを得ません。

現時点では、このクラスターの陽性者は、20代から30代の松山市繁華街関係者が圧倒的多数を占めていますが、既に、家庭内や生活上の接触を通じて、一部、感染が地域に染み出している状況にあります。これから、年度替わりによる人の移動が活発になる時期を迎えることを考慮すると、今後、これらの感染が、県内各地や他の世代に、そして医療機関や高齢者施設に広がることを食い止める上で、極めて重要な局面を迎えています。

このため、県におきましては、3月25日、警戒レベルを引き上げ、「特別警戒期間」に切り替えました。

そして、変異株による感染リスクが急激に高まっている松山市繁華街から、それ以外への感染の連鎖を食い止めるため、

○特措法に基づく松山市内の酒類を提供する飲食店を対象とする営業時間の短縮要請

○飲食店利用や会食の注意に係る協力依頼

○松山市内での花見の一部制限

○学校活動の一部制限

○県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止

など、学校活動や社会経済活動を含め、現在の急所を押さえるための要請や呼びかけをさせていただき、感染拡大防止のための対策を強化いたしました。

飲食店への営業時間の短縮要請は、1月13日～2月7日にかけて実施して以降、2回目の要請となります。悩みぬいた上での苦渋の決断をいたしました。が、今、何より求められているのは、市中感染のまん延を防ぐこと、感染拡大を抑え込み、徹底的に封じ込めていくことだと考えています。県民や事業者の皆様には、痛みを伴う対応をお願いせざるを得ませんが、何卒、御理解と御協力をお願いします。

また、県民や事業者の皆様におかれては、

○接待を伴う飲食店や深夜営業を行う飲食店の利用を控える

○会食における以下の3つの条件の遵守

①店側の感染対策ができていることを確認。

②参加者の2週間以内の行動歴を確認。

③当日の体調不良者がいないことを確認。

をくれぐれもお願いします。

なお、県では、松山市繁華街での感染の広がりを早期に把握するため、3月30日（火）から、松山市繁華街の従業員の方々を対象とした臨時PCR検査センターを開設することとしました。

また、高齢者施設等における感染の早期に探知し、重症化リスクの高い高齢者等への感染性の高い変異株の持ち込みを防ぐため、高齢者施設等における自主検査補助のさらなる拡充を図るなど、検査体制の充実を図ることとしました。

松山市の関係者や高齢者施設等の皆様におかれましては、積極的な御利用をお願いします。

この数日で、県内の状況は危険水域に達しました。

県民や事業者の皆様と危機感、緊張感を共有し、一丸となって、この難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、警戒レベルを最大限に高めていただき、一層の感染回避行動の徹底をお願いします。

特別警戒期間への切り替え等については、昨日及び本日の記者会見でご説明しましたので、県民の皆様におかれては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧いただきますようお願いいたします。

<昨日（3/25（木））の記者会見>

<本日（3/26（金））の記者会見>



「感染警戒期」
～ 特別警戒期間 ～
3月25日(木) ～ 当面の間

強い警戒を！

- ✓ 松山市内の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより、陽性確認者が急増
- ✓ 繁華街の従業員・利用者の家族や友人などへ広がりを確認。家庭を通じた地域への広がりを危惧
- ✓ 医療機関への負荷が急激に増大
- ✓ これ以上の感染拡大を食い止めるため、徹底した対策が急務

感染拡大を防ぐための協力依頼内容

○松山市繁華街クラスター発生により、松山市内の感染リスクが急激に増大し、医療提供体制にも大きな影響を及ぼす事態に直面

項目	3月24日以前	3月25日以降
対策期間	3/2(火)～	3/25(木)～当面の間
期間名称	「感染警戒期」	「特別警戒期間」へ切り替え
要請・協力依頼内容		飲食店利用や会食の注意 「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】
	首都圏（1都3県）への往来や出張は慎重に判断（協力依頼）	継続
	「年度替わり」の注意	継続
	「5つの場面」の注意	継続
	事業者によるテレワークや時差出勤等の一層促進	継続
		酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請（協力金を含む）【法要請】
	業種別ガイドラインの実践	継続
	医療・高齢施設の面会制限（施設長等の判断のもとで実施）	継続
	県立学校における身体接触を伴う活動等（学校長の許可のもとで実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】 ・松山市内及びその近郊の学校は練習試合禁止 ・松山市内を中心に、教員による見守り活動を強化
	イベント等感染対策の徹底	継続

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【県民・事業者】

飲食店利用や会食の注意

【協力依頼】（3月25日～）

- 松山市内の接待を伴う飲食店や深夜営業を行う飲食店の利用は控える

※接待を伴う飲食店：キャバクラ、ホストクラブ、ガールズバーなど
深夜営業（午前零時以降）を行う飲食店：バー、居酒屋など

- これらの飲食店を利用した方で、体調に異変を感じた場合は、外出を避け、医療機関を受診
- 会食の注意事項を厳守

■ 会食に関する注意事項 ■

【必ず守るべき3つの条件】

①店側の感染対策ができていることを確認

《飲食店を選ぶ際のポイント》

座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、
消毒液の設置、換気の徹底



②参加者の2週間以内の行動歴を確認

「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと

③当日の体調不良者がいないことを確認

日常の会食は、基本的に4人以下

歓迎会や送別会等の恒例行事は、

- 毎日顔を合わせている人と
- 席の間隔を十分空けて
- 大声を出さない。羽目を外さない
- 長時間の飲食は避ける（2時間以内）

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処 **(法に基づく要請)**

【事業者】

○ **酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請**

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] **令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日(水)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

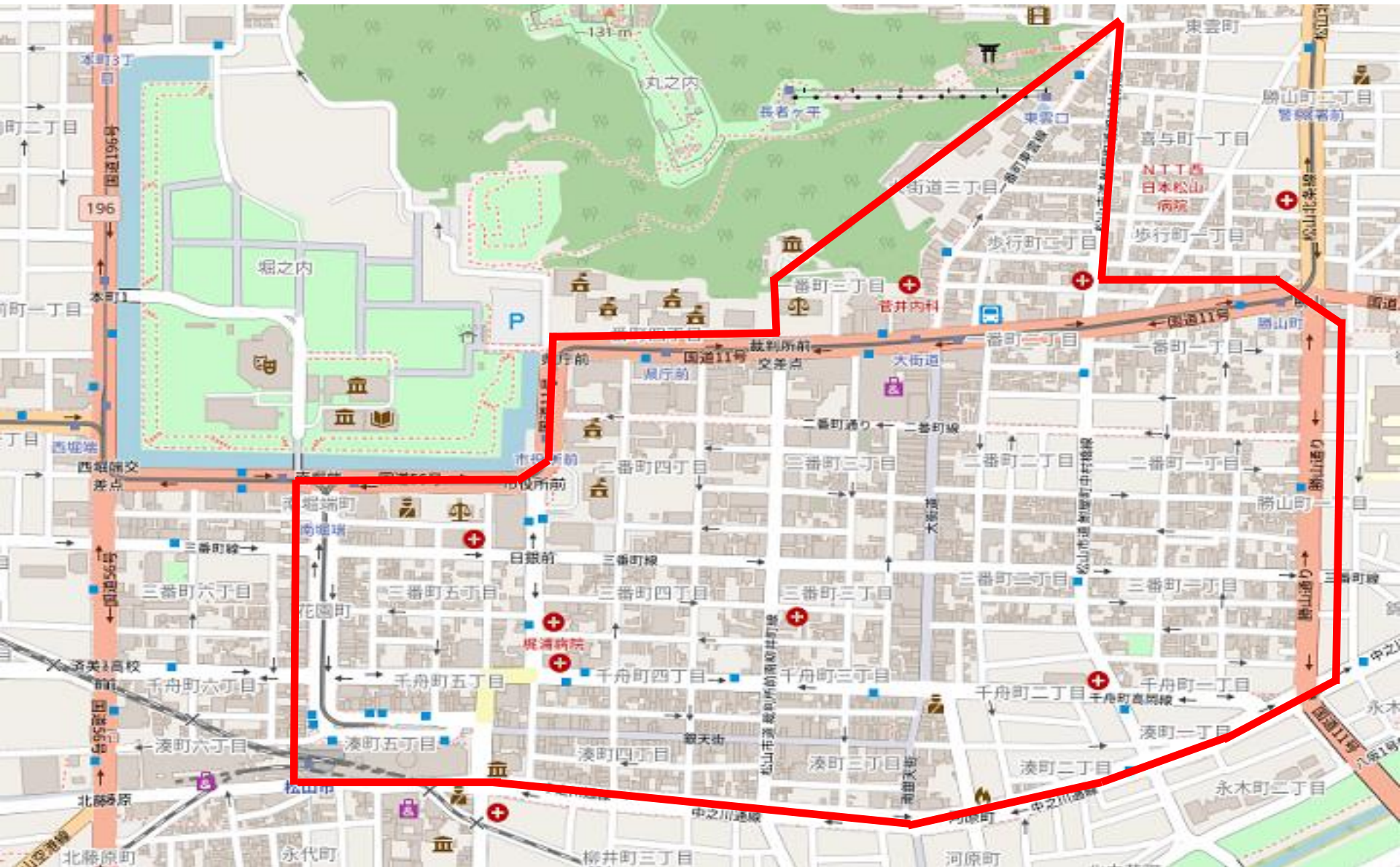
○ **営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給**

営業時間短縮に協力した飲食店に対し、**4万円/日（21日間で1店舗あたり84万円）**の協力金を支給。

※ 県と松山市が共同で実施。

併せて、松山市繁華街への見回りも行う。

時短要請の対象区域(詳細)



感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【県民・事業者】

○ 「花見」は着座しての飲食禁止【松山市限定】

<松山市以外の地域における花見の注意事項>

- 家族・友人・職場の同僚など、日頃会っている身近な範囲で、大人数、長時間を避けて
- 「宴会」「カラオケ」は避けて（大声になるなど感染リスクの高い行動は控える）
- 体調不良の方は参加を控えて
- 会話時はマスク、グループ間は適度な距離を
- 大皿は避け、食器は個別、使い回ししない
- 感染防止対策（手洗い、手指消毒等）の徹底を

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処

【学校関係】

- 身体接触を伴う活動等は極力控える【全県】
- 松山市内及びその近郊の学校は、練習試合禁止
- 松山市内を中心に、教員による見守り活動を強化
[期間] 特別警戒期間中

【社会経済活動】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規発行中止【全県】
[期間] 特別警戒期間中
※既に予約済みの分は中止の対象外

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○ 松山市中心部への臨時PCR検査センターの設置

・設置場所：松山市 市営二番町駐車場跡地（テントを設置）
（松山市役所別館北側）

・対象者：松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）の

**【第一弾】「接待を伴う飲食店(※1)」、「深夜営業（午前零時以降）
を行う飲食店(※2）」の従業員のうち無症状の方**

※1 接待を伴う飲食店：キャバクラ、ナイトクラブ、スナック、ガールズバー、ホストクラブなど

※2 深夜営業を行う飲食店：バー、居酒屋など

**【第二弾】「第一弾の対象者を含む、営業時間短縮を要請する
飲食店」の従業員のうち無症状の方**

・開設期間：**【第一弾】3/30（火）～4/5（月） 18：00～20：00**

【第二弾】4/6（火）～4/9（金） 16：00～20：00

※平日（月～金）に開設

・検体採取の方式：自己採取方式によるPCR検査

・来場方法：ウォークイン（検査結果は後日連絡）

・検査費用：行政検査として実施（自己負担なし）

・問い合わせ先：コールセンター（一般相談窓口）089-909-3468

臨時PCR検査センターの対象区域(詳細)

【対象区域】

時短要請と同じエリア

【対象者】

<第一弾>

- 接待を伴う飲食店
- 深夜営業を行う飲食店の従業員

<第二弾>

上記を含む時短要請を行う飲食店

